

組 織 規 程

社団法人 日本船用工業会

(総 則)

第1条 社団法人日本船用工業会（以下「工業会」という。）の定款第53条第4項の規定に基づき、工業会の事務局（以下「事務局」という。）の組織、職制、事務分掌その他これらに関する事項については、この規程の定めるところによる。

(組 織)

第2条 事務局に次の3部2室を置く。

総務部

業務部

技術部

会員サービス室

企画室

(事務分掌)

第3条 各部、会員サービス室及び企画室の事務分掌は、別表のとおりとする。

2 別表の事務分掌の追加、削除等の一部の改正は、会長がその都度行う。

(職 制)

第4条 事務局に事務局長を置く。

2 部に部長、会員サービス室及び企画室に室長を置く。

3 必要に応じ、部に担当部長及び部長代理を置くことができる。

4 前各項のほか、必要に応じて配置する職員の職名及び職位については、会長が別に定める。

5 事務局に専門事項を処理するために調査役を置くことができる。

6 事務局に必要な場合嘱託員または臨時雇用員を置くことができる。

(職 務)

第5条 事務局長は、事務局の事務を総括する。

2 部長は、担当する部の事務を総括する。

3 室長は、担当する室の事務を総括する。

4 担当部長及び部長代理は担当する事務を処理し、部長が不在の時はその職務（担当する事務に限る。）を代理する。

(調査役)

第6条 調査役は、事務局のスタッフとして特命事項を処理する。

(嘱託員等)

第7条 嘱託員または臨時雇用員の職務については、会長が別に定める。

(雑 則)

第8条 この規定に定めるもののほか、事務局の組織の運営上必要な細則は、会長がその都度定める。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月9日）

この規程の一部改訂は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年5月25日）

この規程の一部改訂は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月21日）

この規程の一部改訂は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成3年5月16日）

この規程の一部改訂は、平成3年6月1日から施行する。

附 則（平成4年3月12日）

この規程の一部改訂は、平成4年3月20日から施行する。

附 則（平成6年3月17日）

この規程の一部改訂は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月16日）

1. この規程の一部改正は、平成7年4月1日から施行する。
2. 第7条第1項第9号を削る改正規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成9年5月22日）

この規程の一部改正は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成14年7月11日）

この規程の一部改正は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成15年5月22日）

この規程の一部改正は、平成15年6月19日から施行する。

附 則（平成15年12月11日）

この規程の一部改正は、平成15年12月11日から施行する。

附 則（平成17年3月17日）

この規程の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月7日）

この規程の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。